

令和3年5月21日決定 令和3年6月3日変更 令和3年6月7日変更
令和3年6月17日変更 令和3年7月8日変更

特措法に基づく緊急事態措置に係る 沖縄県対処方針

実施内容

国による緊急事態措置期間の再延長を踏まえ、これ以上の新型コロナウイルスの感染拡大抑止に向け、人と人との接触機会を徹底的に低減するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「法」という。）第45条及び同法第24条により、県民・事業者等に対する要請を行うとともに、必要な協力について働きかけを実施する。

区 域

沖縄県全域

期 間

令和3年5月23日（日）～ 8月22日（日）

※7月8日政府が緊急事態措置の期間延長を決定、それを受け同日沖縄県
対処方針を変更

※感染状況及び医療提供体制の改善及び緊急事態措置の早期解除を目指す

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請

法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容

外出自粛要請＜外出及び接触機会を徹底的に削減しましょう＞

◆日中も含めた不要不急※の外出や移動を自粛すること。特に20時以降の外出を控えること
(法第45条第1項)

※具体的には、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除き、外出を控えてください。

◆必要な外出や移動であっても、混雑している場所や時間を避けて行動すること
買い物は代表1人で行くなど混雑を作らない取組もお願いします(法第45条第1項)

◆都道府県間の移動・往来は自粛すること(法第45条第1項等)

オンライン会議の活用等により出張は控える。やむを得ず往来する場合は、必ず事前(3日前程度)にPCR検査を受検し、現地での会食を避け、帰沖後速やかにPCR検査を受検し1週間は、家族以外の方との会食は控えること

◆離島との往来は、自粛すること(法第45条第1項等)

※医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤並びにワクチン接種等これに準じるものを除き、離島との往来を控えてください。また、やむを得ず離島へ来訪する場合は、事前にPCR検査又は抗原検査を受検し陰性の確認をお願いします。

◆模合、ビーチパーティー等飲食につながるイベント等は自粛すること(法第24条第9項)

飲食関係による感染を多数確認しております。また、屋外のバーベキューでの感染事例も確認していますので、この期間は飲食につながるイベントの自粛をお願いします。

※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。

【県民及び県内に滞在している皆様への要請】

法第24条第9項：協力要請
法第45条第1項：緊急事態措置としての要請

要請内容	飲食での要請 ◆感染防止対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること（法第45条第1項） なお、期間内は時間を問わず酒類提供しないよう要請しているので店舗へ酒類提供を求めず、酒類の店内持込も行わないこと ◆路上・公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動を控えること（法第45条第1項） ◆会食は、同居家族等と、少人数かつ短時間で実施、感染対策が徹底されていない飲食店の利用を厳に避けること（法第24条第9項） （感染対策未実施例：店員がマスク未着用、手指消毒用の設備が無い、換気が悪い、席の間隔が狭い、アクリル板の設置が無い、入店時の検温・マスク着用の呼びかけが無い） ◆飲食店の求める感染防止対策に積極的に協力すること（法第24条第9項） 検温、マスク着用、手指消毒、間隔をあけた配席等店舗が求める感染予防対策にご協力ください 沖縄県医療非常事態宣言（法第24条第9項） ●不要不急な救急受診は控えること 体調不良時は、日中のクリニック等かかりつけ医を受診、発熱時は県コールセンターを利用 ＜沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター：098-866-2129＞ ●毎日検温等の健康観察をし、少しでも症状がある場合、通勤、通学、外出等を止めること ※県内滞在者は、法第24条第9項に基づき、県民と同様の協力を要請します。
------	--

【来訪者（沖縄への来訪を検討している）の皆様へ】

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

協力内容

来訪自粛

◆県外からの来訪（帰省を含む）について、デルタ株の影響もあることから緊急事態措置期間は自粛してください

やむなく来訪する場合は、本県入域前（3日前程度から直前まで）に確実にPCR検査又は抗原検査による陰性判定を受けてください。

なお、国において、夏休み期間中に羽田空港等から沖縄県に向かう航空便の搭乗者のうち、希望者に無料でPCR等検査を実施する方針が示されております。

来訪前に検査が受けられない方は、那覇空港、宮古空港、下地島空港、新石垣空港、久米島空港（※1）到着時にPCR検査及び抗原検査（※2）を受検できる体制を整備しておりますので、受検ください。

また、来訪後、県民の方との会食等の接触は控えてください。

※県内においては、県内滞在者として法第24条第9項による要請の対象です。

日中を含めて不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出はお控えください。

※1 久米島空港は7月16日から運用開始予定

※2 那覇空港において7月中に抗原検査を運用開始予定

【飲食店等への要請】

法第24条第9項：協力要請 法第45条第2項：緊急事態措置としての要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

対象施設

〔飲食店〕 飲食店（宅配・テイクアウトを除く）
〔遊興施設・結婚式場等〕 バー、カラオケボックス・結婚式場等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

要請・協力
依頼内容

【酒類又はカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込を認めている飲食店を含む）する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供を取りやめる場合を除く）及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店】

◆休業要請（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

【上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く）】

◆営業時間短縮要請 5時から20時まで（酒類・カラオケ設備の提供停止）（法第45条第2項）

◆次の感染防止対策を実施する（法第45条第2項）

- ・従業員への検査推奨 ・入場者の整理・誘導 ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止
- ・手指消毒設備の設置 ・事業を行う場所の消毒 ・マスク着用その他感染防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止（退場も含む）
- ・施設の換気を行う ・アクリル板等の設置又は1 m以上の距離の確保

◆業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）

◆県の実施する感染防止対策促進の巡回事業への協力（法第24条第9項）

◆結婚式場においては、飲食店と同様の要請に従うこと。（法第45条第2項）また、できるだけ1.5時間以内で、少人数（50人または50%のいずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）

※宿泊客等特定客のみの飲食店（ホテルのラウンジ等）は、6/7から要請の対象です。（法第45条第2項）。

※7月12日から協力に応じる店舗についても、協力金の支給対象となります（7/12～8/22の全期間協力に応じた場合に支給）（法第45条第2項）

【イベントの開催についての要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

※7月8日から11日までは周知期間とし、7月12日から適用する。周知期間終了までに販売が開始されたチケットは上限1,000人以下かつ屋内収容率50%以内を満たす場合はキャンセル不要とする。

※上記周知期間後は、人数上限又は収容率上限を超えるチケットの新規販売は行わない。

要請内容

◆全国的な移動を伴うイベントまたは大規模イベント（1,000人超）については、延期または中止を要請する（無観客・オンライン配信の場合は除く）（法第24条第9項）

◆上限人数1,000人以下のイベントについては収容率50%以内で開催することを要請する
ただし、可能な場合には、無観客・オンライン配信・規模縮小・分散開催の検討を要請する。
また、感染防止対策が徹底されない場合は、延期または中止を要請する（法第24条第9項）

※各種試験、採用活動等オンライン配信等が困難かつ業務上必要なものの為延期がどうしても難しいイベントについては除く。

※全国的なプロスポーツや国際的な大会については、徹底した感染対策を行っている場合に限り、国対処方針の規模要件で認める場合がある。

イベント実施時の留意事項

- ◆酒類の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）
- ◆営業時間は21時まで（無観客で開催される催物を除く）（法第24条第9項）
- ◆イベント開催に当たっては、業種別ガイドラインを遵守する（法第24条第9項）
- ◆催物前後の3密および飲食を回避する方策の徹底（法第24条第9項）
- ◆国の接触確認アプリ（COCOA）・沖縄県新型コロナ対策パーソナルサポート（RICCA）の導入、名簿の作成など追跡対策を徹底する（法第24条第9項）
- ◆イベント終了後打上等を控えるよう呼びかけること（働きかけ）

【事業者・経済界への要請・働きかけ】

法第24条第9項：協力要請

期間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

- 会議、説明会、営業活動等の回数や人数を7割減（回数・参加人数）
- ◆職場への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す（働きかけ）
- ◆職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進する（働きかけ）
- ◆20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制する（働きかけ）
- ◆職場や店舗等における業種別ガイドラインに沿った感染防止対策を行うこと（法第24条第9項）
 - ・従業員の体調管理を徹底（出勤時の検温等）し、体調不良職員を休ませる
 - ・休憩場所や食事場所など、感染リスクが高い場所を再点検する
 - ・社員寮など共同生活の場での感染防止対策を徹底する
 - ・事業所の換気を励行する
- ◆自社の従業員に対し、休業要請・営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆会議、集会、説明会、研修、学会等を延期・オンライン・規模縮小・分散開催すること（法第24条第9項）
- ◆自社の従業員に対し、懇親会、模合、ビーチパーティー等を控えるよう求めること（法第24条第9項）
- ◆屋外照明（防犯対策上、必要な物等を除く）を夜8時以降夜間消灯すること（働きかけ）

※実施状況を積極的に公表してください

【交通事業者への要請・働きかけ】

要請・協力依頼内容

- ◆主要ターミナルにおいて検温を実施すること（働きかけ）
- ◆航空、船舶、バス、タクシー等の公共交通事業者は、業種別に定める新型コロナウイルス感染症予防対策ガイドラインを遵守するよう要請すること（法第24条第9項）

【各市町村と連携した取組を実施】

依頼内容

- ◆防災無線、広報車等を活用した地域住民への感染防止対策の周知啓発及び自治会等への協力の呼びかけ
- ◆飲食店等への巡回（感染防止対策の呼びかけ、休業要請・営業時間短縮要請の徹底を強力に呼びかけ）
- ◆各種施設、公園等の管理者としての取組（路上、公園等における集団飲酒等への注意喚起を含む）
- ◆発熱時の医療受診方法の周知（不要不急の救急受診抑制、
沖縄県新型コロナウイルス感染症相談コールセンター098-866-2129）
- ◆保育所等
引き続き保育の提供を継続するとともに、感染が拡大している地域においては、医療従事者等、社会生活の維持に必要なサービスに従事し、仕事を休むことが困難な保護者を除き、家庭保育の協力依頼、又は臨時休園等の検討を依頼する。

【学校等への要請】

法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日（日）

要請内容

- ◆地域の感染状況を踏まえ、時差登校等を検討する。
小中学校は、県立学校の対応等を参考に、地域や学校の状況を踏まえて判断するよう市町村教育委員会に依頼
- ◆衛生管理マニュアル等に基づき、学校教育活動及び学生寮での感染防止対策を徹底
- ◆学校行事（運動会、体育祭、修学旅行、宿泊学習等）の延期、縮小
- ◆幼児児童生徒に対して、通学以外の不要不急の外出自粛を徹底し、発熱等の風邪症状がある場合は登校しないよう指導
- ◆学級閉鎖等の場合は、オンライン等を活用し、学びの保障を行う
- ◆就職・進学等に伴う活動については、感染症対策を徹底した上で実施する。
- ◆学校の部活動は原則中止
ただし、九州・全国大会に係る大会等に出場する場合や夏期休業期間中は、時間・人数を制限して認める場合がある。なお、屋内かつ接触を伴う競技についてはより厳格に取り扱う
- ◆「学校PCR支援チーム」により、迅速なPCR検査実施のための支援を行う。
- ◆大学、専門学校等は原則オンライン授業とし、困難な場合はクラスを分割した授業や大教室の活用などの実施により密を回避
- ◆大学は学生に対し、感染リスクが高い以下の行動を自粛するよう指導すること
 - ・休業要請・営業時間短縮を要請した飲食店等への出入り
 - ・大人数での行動や、バーベキューや友人宅等での飲酒

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼①営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間 令和3年5月23日（日）～ 8月22日(日)

要請・協力依頼内容	対象施設 (特措法施行令第11条)	内訳	要請・協力依頼内容
	劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、 演芸場、プラネタリウム	■ <u>イベント開催の場合は営業時間を5時から21時まで時短（法第24条第9項）</u> ■ <u>人数上限1,000人以下かつ収容率50%以内（法第24条第9項）</u> ■ 入場者の整理誘導等を徹底する（法第24条第9項） ■ 整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知する（働きかけ） ■ 酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ） ■ 映画上映はイベント同様に扱い21時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ イベント開催以外の場合は20時までの時短（1,000㎡超は法第24条第9項） ■ 結婚式を行う場合は、飲食店と同様の要請に従うこと（法第45条第2項） できるだけ短時間（1.5時間以内）で、少人数（50人以下または収容定員50%いずれか小さい方）で開催すること（働きかけ）
	集会場又は公会堂 (第5号)	集会場、公会堂	
	展示場（第6号）	展示場、貸し会議室、文化会館、多目的ホール	
	ホテル又は旅館 (集会の用に供する部分に限る) (第8号)	ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る）	

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象には、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）。

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼②営業時間の短縮を要請する施設】 法第24条第9項：協力要請

期 間

令和3年5月23日（日）～8月22日(日)

要請・協力依頼内容

対象施設（特措法施行令第11条）

内訳

要請内容

商業施設
（生活必需物資を除く）（第7号）

大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店（食品、衣料品、医薬品、雑貨、燃料等生活必需物資を除く）

■（床面積1,000㎡超の施設）営業時間を5時から20時までの時短（法第24条第9項）

■（床面積1,000㎡以下の施設）営業時間を5時から20時までの時短（働きかけ）

運動・遊戯施設（第9号）

体育館、スポーツクラブ、パチンコ屋、ゲームセンター等（屋内施設）

■入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項）

■セール等の集客イベントの延期又は中止（法第24条第9項）

博物館、美術館等（第10号）

博物館、美術館等（図書館を除く）

■整理誘導等の状況をホームページ等を通じて広く周知（働きかけ）

遊興施設（第11号）

性風俗店、デリヘル、個室ビデオ店、ライブハウス、場外馬（車・船）券場

■酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）を行わない（働きかけ）

サービス業（生活必需サービスを除く）（第12号）

スーパー銭湯、エステサロン、写真屋など（理美容、クリーニング屋、不動産屋など生活必需サービスを除く）

■イベント開催の場合は21時までの時短（法第24条第9項）

■フードコートでは、席と席の間隔を1m以上あけるか
アクリル板等を設置すること（法第24条第9項）

■ゲームセンター、スポーツクラブ等の遊戯施設では、入場前の検温及び定期的な消毒を行うこと（法第24条第9項）

※沖縄県の要請に応じた大規模施設（建築物の床面積が1,000㎡超え）等に対する協力金の支給対象は、県ホームページ（大規模施設等に対する協力金）でご確認ください（対象外の施設あり）

【飲食店等以外の施設への要請・協力依頼③】

法第24条第9項：協力要請

期 間	令和3年5月23日（日）～ <u>8月22日（日）</u>	
要請・協力依頼内容	対象施設（特措法施行令第11条）	要請・協力依頼
	保育所、介護老人保健施設等の社会福祉施設（第2号）	・感染リスクの高い活動等の制限（働きかけ） ・適切な感染防止対策の協力を要請（法第24条第9項）
	葬祭場（第5号）	・酒類提供（利用者による酒類の持ち込みを含む）の停止（働きかけ）
	図書館（第10号）	・入場者の整理誘導等を徹底（法第24条第9項）
	ネットカフェ・漫画喫茶※、銭湯、理容室、質屋、貸衣装屋、クリーニング店など（第12号） ※ネットカフェ・漫画喫茶のうち夜間の <u>長時間滞在</u> を目的とした利用が相当の場合	・入場者の整理誘導等の徹底（法第24条第9項） ・店舗で飲酒につながる酒類提供停止（利用者による酒類の持込を含む）及びカラオケ設備の使用自粛（働きかけ）
公共施設	自動車教習所、学習塾、英会話教室、音楽教室など（第13号）	・オンライン活用等の働きかけ（働きかけ）
	■県立施設（屋内）は、原則休館とする。ただし博物館、美術館、図書館等（第10号）の施設で感染対策が取られている場合は、<u>開館時間を20時までとし収容率50%以内とするよう入場制限を行う。</u>市町村にも同様の取扱いを働きかける。	